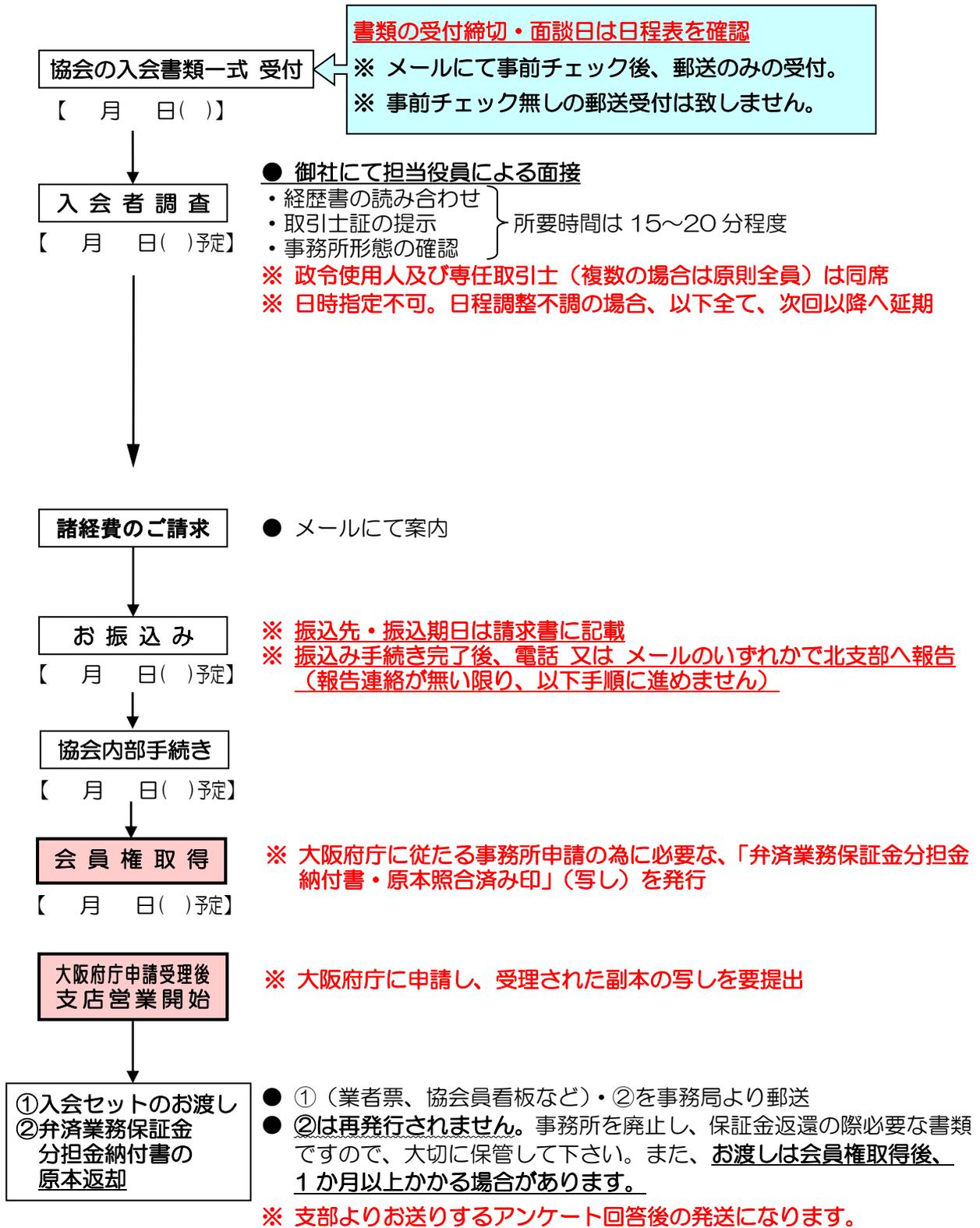




- (ご注意) ※ 従たる事務所申請書類は、府庁申請受理後、必ず支部までご提出下さい。  
 ※ 府庁へ申請する政令使用人・専任取引士が面談対象者となりますので、全ての手続きが完了するまで、人事の変更はしないで下さい。



☆ 上記日程はあくまで目安です。予告無く変更になる場合がございますので、予めご了承下さい。

☆ レインズのご利用は、営業開始日に本部からご案内します。

ご不明な点・ご質問は支部事務局までお問い合わせ下さいませ。